

指宿市観音崎公園の管理運営手法調査検討業務委託 公募提案審査随意契約（プロポーザル）募集要項

1 委託業務の目的

当該施設は、平成16年10月1日から令和元年9月30日までの15年間で本市初のPFI手法として整備し、民間事業者が運営を担ってきた。令和元年10月1日以降は、指定管理者制度による運営体制に移行するが、近年、民間資金等を活用するPFI法等の改正が相次ぎ、整備のみならず、運営面等においても様々なPFI手法が提案されており、将来起こりうる改修・リニューアル含めた再度のPFI事業の導入を見据え、指定管理期間を1年6か月としたところである。

については、本業務においては、指定管理期間満了後の当該施設の将来的な運営面でのPFI制度導入の検討を行うものである。

2 業務概要

(1) 委託業務の名称

指宿市観音崎公園の管理運営手法調査検討業務

(2) 業務委託の内容

別紙「指宿市観音崎公園の管理運営手法調査検討業務」仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和元年12月27日まで

(4) 委託金額

17,474,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）を上限とする

(5) 支払方法

業務完了後一括払い

3 参加資格

参加資格は、本業務の趣旨を理解し、本業務に関する委託契約を本市との間で直接締結できる法人格を有する民間事業者である。単体企業で参加申請するものとし、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条4の規定に該当しないこと。
- (2) 平成30・令和元年度指宿市競争入札参加資格者名簿に登録のある事業者又は国土交通省との間でコンサルティングパートナーとしてPPP協定を締結している事業者。
- (3) 業務実施に係る打合せ等において、市の求めに応じた速やかな対応が可能な事業者で、本市の地域事業を研究し、道の駅の計画策定・調査研究を行うものであること。

- (4) この業務の公告の日から業務委託契約締結の日までの間のいずれの日において、市より一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等の措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続の開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 暴力団員等（指宿市暴力団排除条例（平成24年9月27日条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ）及び暴力団員等と密接な関係を有するものであるおそれがあると市長が認めるものでないこと。
- (7) 消費税及び地方消費税並びに市税の滞納がないこと。
- (8) 平成26年4月1日以降に地方公共団体が発注した、P F I 導入可能性調査業務の受注実績を有することが望ましい。

4 選定スケジュール（予定）

令和元年5月27日	（月）	実施要領等の公表
令和元年6月3日	（月）	質問書提出期限
令和元年6月10日	（月）	プロポーザル参加申請書等提出期限
令和元年6月24日	（月）	企画提案書等・見積書提出期限
令和元年7月1日	（月）	プレゼンテーション実施
令和元年7月2日	（火）	審査結果の通知
令和元年7月上旬		契約の締結

5 提出書類等

(1) 質問書の提出

本実施要領及び別紙仕様書の内容についての質問は、「質問書」（様式1）により、電子メールにて送付すること。

※ 電子メール送信時に、商工水産課へ電話で到着確認の連絡を行うこと。

※ 電話や口頭等での質問は一切受け付けない。

電子メール：shoko@city.ibusuki.jp

電話：0993-22-2111（内312）

ア質問の受付締切

令和元年6月3日（月）午後4時（必着）

イ質問への回答

令和元年6月4日（火）に、指宿市ホームページに掲示し個別には回答しない。

(2) 参加申請書等の提出

参加意向のある者は、下記のプロポーザル参加申請書等を次のとおり郵送（書留郵便に限る。）又は持参によって提出すること。

ア 参加申請書（様式2） 1部

イ 会社概要書（様式3） 1部

ウ 暴力団排除に関する誓約書兼同意書（様式4） 1部

※指宿市競争入札参加資格者名簿に登録のない事業者のみ提出

エ 商業登記簿謄本（直近3か月以内のもの） 1部（コピー可）

※指宿市競争入札参加資格者名簿に登録のない事業者のみ提出

オ 納税証明書（直近のもの） 1部（コピー可）

※指宿市競争入札参加資格者名簿に登録のない事業者のみ提出

国税：その3の3「法人税」「消費税及び地方消費税」に未納税額のない証明書

市税：指宿市に納税義務がある場合、法人市民税証明書と固定資産税証明書

(ア)参加申請書等の提出締切日

令和元年6月10日（月）午後5時（必着）

(イ)受付時間

土日祝日を除く午前8時30分～午後5時

(ウ)提出場所

〒891-0497 鹿児島県指宿市十町2424番地（指宿市役所指宿庁舎1階）
産業振興部 商工水産課 商工運輸係

(3) 企画提案書等、見積書の提出

参加申請書等を提出した者は、別表1に記載する企画提案書等及び見積書を、下記のとおり郵送（書留郵便に限る。）又は持参によって提出すること。

ア 企画提案書等、見積書の提出締切日

令和元年6月24日（月）午後5時（必着）

イ 受付時間

土日祝日を除く午前8時30分～午後5時

ウ 提出場所

〒891-0497 鹿児島県指宿市十町2424番地（指宿市役所指宿庁舎1階）
産業振興部 商工水産課 商工運輸係

6 企画提案書等、見積書の作成及び注意事項等

(1) 企画提案書等、見積書の作成

企画提案書等、見積書を作成するに当たり、次の事項に留意して作成すること。

ア 用紙サイズについては、所定の様式以外はA4判、縦を基本とする。

イ 提案書は10ページを上限とする。（表紙、目次を除く）

- ウ 提案書，実施体制，業務実績ごとに，散逸しないような形で綴ること。
- エ 見積書は，本業務の仕様書及び企画提案書等に記載した内容を踏まえ，必要な経費を算出し記載すること。（業務に係る積算内訳も明示すること。）

(ア) 消費税及び地方消費税に伴う見積額の記入方法

見積書には，見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額（課税事業者の場合には消費税及び地方消費税抜きに相当する金額，免税事業者の場合は課税事業者と同一の間尺で比較できるようにするために用いる計算上算出された金額）を記入すること。

なお，決定金額及び契約金額は，見積書に記載された金額に100分の8に相当する額を加算した額（1円未満の端数があるときは，その端数は切り捨てる）とする。

(イ) 見積書の金額の数字

見積書に記入する数字は，アラビア数字を用いること。

(2) 参加が無効になる場合

企画提案書等，見積書が以下の項目に該当する場合には，参加を無効とする場合がある。

- ア 提出期限を経過したもの
- イ 虚偽の内容が記載されているもの
- ウ 選考の公平性を害する行為をしたもの

7 プレゼンテーションの実施

参加事業者に対して，企画提案書等の提案内容についてプレゼンテーションを実施する。

(1) 開催日 令和元年7月1日（月） ※時間及び場所については，別途通知する。

(2) 実施方法等

ア プレゼンテーションの時間の目安は入室から退室までに30分とする。

なお，時間には企画提案書等の説明時間の10分を含むものとする。

イ プレゼンテーションの出席者は，5人以内とする。

なお，説明者は本業務の担当者とする。

ウ 企画提案の内容に対する質疑応答：約10分

エ 提出された企画提案書及びプレゼンテーションの内容については非公開とする。

(3) その他

ア プレゼンテーション時における資料の追加は認めない。

イ パソコン，プロジェクタ，スクリーン等を使用する場合，電源及びスクリーンについては市で準備するが，パソコン，プロジェクタ等の必要機器は持参すること。

8 選考方法

審査委員会において、プロポーザル参加事業者から企画提案書等のプレゼンテーションを行い、市が定める審査基準（別表2）により総合的に審査し、最優秀成績者を「優先交渉権者」とし、本業務の契約予定者とする。

また、次点を得た者を「優先交渉権者次点」とし、「優先交渉権者」との協議が整わず、契約に至らない場合は、「優先交渉権者次点」と協議を行うものとする。

ただし、同一の成績の者が複数存在した場合は、見積金額の低い者を優先して選定する。さらに見積金額が同額の場合は、くじ引きとする。

なお、参加事業者の提案が条件等に合わず、参加事業者全てが不適と判断された場合は、契約予定者は無しとする。

9 選定結果通知

選定結果は、令和元年7月2日（火）にプロポーザル参加事業者全てに通知する。

なお、審査内容等の問い合わせについては応じられない。

10 契約手続等

選定結果の通知後、契約予定者と速やかに契約内容について調整後、見積徴取を行ない、随意契約の締結手続を行う。

なお、令和元年10月1日の消費税率改正後、当初締結した契約金額に消費税額上昇分を反映させた契約金額に改める変更契約を締結する予定である。

11 失格等

次のいずれかに該当する場合には、失格とする。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (2) 提出書類が仕様書等に示された条件に適合しない場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) プレゼンテーションの集合時刻に集合しない場合
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (6) その他、審査委員会が社会通念に照らし失格にあたる理由があると認める場合

12 その他留意事項等

- (1) 書類等の作成に用いる言語、通貨、及び単位は、日本語、日本通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とし、専門用語には注釈を付けるなど、分かりやすい表現で記載すること。
- (2) 提出書類の作成、提出及びプレゼンテーションに関する費用は、参加事業者の負担とする。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合には、資料並びに提案書を無効とするとともに、

虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。

- (4) 提出書類の提出期限後においては、記載された内容の変更を認めない。
また、企画提案書等に記載した配置予定者は、原則として変更できない。
ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により配置できない場合は、同程度以上の資格及び経験を有する者をもってこれに代えることができる。
- (5) 提出書類については、返却しない。
- (6) 提案書類の著作権は、参加事業者に帰属する。
ただし、指宿市は本案件のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合には、参加事業者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (7) 仕様書に記載の内容については、業務を進めていくうえで、軽微な変更を行う場合がある。

13 問い合わせ

〒891-0497 鹿児島県指宿市十町2424番地

指宿市役所 産業振興部 商工水産課 商工運輸係

電話：0993-22-2111（内312）

Mail: shoko@city.ibusuki.jp

別表1 提出書類関係

記載事項		記載内容		提出部数
企画提案書	表紙のみ (様式5) を使用 提案内容は 任意様式	代表者名及び代表者印を捺印の上、提出すること。		正1部 副9部
		実施方針	業務目的などを理解し、業務取組に対する基本的な考え方を的確に記載すること。	
		業務フロー	業務目的の実現に向けた業務の進め方等を具体的に記載すること。	
		業務内容	仕様書について、業務の実現に向けた提案を具体的に記載すること。	
		工程計画	業務実施についての工程計画と進捗管理に関する提案を記載すること。	
実施体制	任意様式	<ul style="list-style-type: none"> 実施体制の特徴を記載すること。 本市との打合せ、連絡体制を記載すること。 予定配置者は、管理者1名、担当者2名以上が望ましい。 		10部
担当者実績調書	様式6	<ul style="list-style-type: none"> 予定配置者の経歴等を記載すること。 		10部
業務実績	様式7	<ul style="list-style-type: none"> 過去に地方公共団体が発注した、PFI導入可能性調査業務の履行実績を記載すること。 履行実績が分かる書類(業務実績又は契約書等の写し)を添付すること。 		10部
見積書	任意様式	<ul style="list-style-type: none"> 本業務の仕様書及び企画提案書に記載した内容を踏まえ、必要な経費を算出し記載すること。(業務に係る積算内訳も明示すること。) 本業務の上限額は、17,474,000円(取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む)。 契約時に再度、見積書の提出を求める。 		1部